

○国東市B&G海洋センター条例

平成18年3月31日

条例第115号

(設置)

第1条 海洋性スポーツ、レクリエーションを通じて、住民の福祉の増進及び精神力と体力、人間性豊かな青少年の育成を図るため、B&G財団から譲渡されたB&G海洋センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 B&G海洋センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	施設	位置
国東市国見B&G海洋センター	体育館	国東市国見町伊美3884番地
	プール	
	艇庫	国東市国見町伊美4303番地28
国東市武蔵B&G海洋センター	体育館	国東市武蔵町内田2420番地
	艇庫	国東市武蔵町糸原3284番地1

(管理)

第3条 前条の表に掲げるB&G海洋センター(以下「海洋センター」という。)は、国東市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(職員)

第4条 海洋センターに所長及び必要な職員を置く。

(利用の許可)

第5条 海洋センターの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の利用の許可に当たっては、利用の目的、範囲、期間若しくは使用料その他管理上必要な利用条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用の不許可)

第6条 教育委員会は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあるとき。

(2) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、利用させることが不適當と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を許可された目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しく

は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者が受けた損失については、市は、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を原則として前納しなければならない。

(使用料の減免等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、やむを得ない理由により施設の利用を中止した場合において、市長が還付することを相当と認めるときは、既に徴収した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は利用を停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、海洋センター又はその一部の管理に関する業務を行わせることができる。

2 前項の場合においては、第5条、第6条及び第8条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは、「市及び指定管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平19条例27・追加)

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海洋センターの利用の許可に関する業務
 - (2) 海洋センターの維持管理及び修繕に関する業務
 - (3) 海洋センターの利用の受付及び案内に関する業務
 - (4) 海洋センターの利用の促進に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める業務
- (平19条例27・追加)

(管理の基準)

第16条 指定管理者は、次に掲げる基準により、海洋センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
 - (2) 適切なサービスの提供を行うこと。
 - (3) 海洋センターの維持管理を適切に行うこと。
 - (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (平19条例27・追加)

(利用料金)

第17条 海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、第9条の規定による使用料に代えて、指定管理者に海洋センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を原則として前納しなければならない。

- 2 指定管理者は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。
- 3 指定管理者は、利用料金をその収入として収受するものとする。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(平19条例27・追加)

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平19条例27・旧第14条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の国見町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成3年国見町条例第21

号)又は武蔵町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(昭和62年武蔵町条例第22号)(次項においてこれらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までの利用許可に係る合併前の条例の規定による使用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年6月29日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第38号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第8号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月23日条例第9号)
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

(平31条例8・全改、令2条例9・一部改正)

1 プール(国見B&G海洋センター)

区分	プール使用料 (1人当たり)
中学生以下	50円
高校生以上	200円

2 体育館

基本料金 (1時間まで)	以後1時間当たり	照明施設使用料 (1時間当たり)
310円	100円	310円

3 会議室

会議室使用料 (1時間当たり)	100円
-----------------	------

4 艇庫

艇庫使用料 (1艇当たり)	100円
---------------	------

備考

- 1 利用時間に1時間以下の端数があるときは、これを1時間の利用とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 上記の使用料は、消費税分を含む。
- 4 営利を目的として利用する場合の使用料は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。